

## 令和 3 年度 南伊勢町飲食店事業者支援金のご案内

三重県の休業要請や時短要請などの要件に該当しないことから三重県飲食店時短要請等協力金（第 4 期）を受けられない町内の飲食店を対象に、支援金（5 万円）を交付します。

受付期間：令和 3 年 10 月 1 日から 同年 12 月 24 日まで  
受付場所：南伊勢町役場観光商工課

### 主な交付要件（全て該当すること）

- ①町内の飲食店であり、常設の屋内飲食スペースがあること
- ②三重県飲食店時短要請等協力金（第 4 期）の支給要件にある時短要請等の対象外であること
- ③令和 2 年 10 月 1 日以前から継続して営業している飲食店であること
- ④町税に滞納がないこと（徴収が猶予されている者はのぞく）

#### 【対象外の施設】

宅配専門店、テイクアウト専門店、スーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー  
旅館の宴会場等において宿泊客のみに飲食を提供する場合など

### 支援金の申請に必要な書類

- ①南伊勢町飲食店事業者支援金交付申請書（様式第 1 号）
- ②南伊勢町飲食店事業者支援金請求書（様式第 2 号）
- ③飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し（店舗数分）  
※申請者と営業許可証の名義が異なる場合はその理由を写しに記載してください。
- ④対象店舗の外観写真
- ⑤申請者の本人確認書類（運転免許証や法人の場合は登記事項証明書の写し）
- ⑥南伊勢町に関する納税証明書（完納納税証明書）

支援金の交付額：1 店舗あたり 5 万円

南伊勢町飲食店事業者支援金の相談窓口：南伊勢町役場観光商工課 0599-66-1501